

放射性物質汚染対処特措法に基づく除染等の実施に関する意見書

「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が本年 1 月に施行された。

特措法は、「放射性物質により汚染された廃棄物の処理」と「放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置」について定めたもので、特措法に基づき除染を実施する場合には、国からの財政支援を受けることができるとされている。日光市においては昨年 12 月に「汚染状況調査重点地域」に指定され、除染計画策定に取り組んでいる。

このような中、国においては本年 2 月放射線量低減対策特別緊急事業費補助金取扱要領を示し、比較的線量の低い地域と高い地域を区分し、低い地域では除染事業に対する国費負担が一部限定されることとなった。公共施設のうち子どもが長時間生活する学校等については、区分による除染事業の差異はないものの、住居周辺等の生活環境の場においては、差異が生じている。除染計画について補助事業の対象を極めて限定的に策定されれば、地域の実情に応じた除染事業は実施されず、自治体財政の規模や財政力によって、早急な放射線量低減を果たすことができないなどの懸念が生じる。

国においては上記の状況を考慮し、特措法に規定する「国は、原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任がある」を踏まえ、下記の事項について早急に措置されるよう強く要望する。

記

1. 比較的線量の低い地域と比較的線量の高い地域の区分を廃し、高い地域に対する措置と同じ除染事業を行えるようにすることで、屋根の除染等、地域の実情に応じた除染事業が国費で実施できるよう、必要な財政措置を講じること。
2. 公共施設のうち学校、幼稚園、保育園等子どもが長時間生活する施設については、除染実施計画に基づく除染実施時の放射線量が 0.23 マイクロシーベルト毎時未満であっても、事故後の放射線量が一度でも 0.23 マイクロシーベルト毎時以上を示していた場合、その除染に要する費用も国が全額負担すること。
3. 除染実施区域外であっても、雨どいの下や側溝汚泥などに放射性物質が集積することが想定される、このことから地域の実情に応じて実施する局所的に放射線量の高い箇所、いわゆるホットスポットの除染に要する費用も国が全額負担すること。
4. 民有地の所有者等が行う除染に対しては、国がその実施者に対して直接的に費用負担をする仕組みを構築するなど、住民および自治体の手続きを簡素化し事務負担の軽減を図ること。

5. 地域の実情に応じて実施する公園や子ども関連施設以外の公共施設、戸建て住宅等の除染のうち、表土除去および客土あるいは現場保管についても補助対象に含め、国が全額負担すること。
6. 国の補助金措置等の交付申請に当たっては、自治体の実情を十分に考慮し、その申請期間を十分に設けること。
7. 除染により発生した土壌等の適切な保管管理のため、速やかに中間貯蔵施設を確保するとともに、その具体的工程を明らかにすること。
8. 除染作業に従事する者や住民に対して、国の責任において、放射線に関する適切な理解の促進を図る取り組みを実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月16日

栃木県日光市議会

内閣総理大臣	}あて
財 務 大 臣	
環 境 大 臣	
衆 議 院 議 長	
参 議 院 議 長	